

令和7年度 美作市外国人材 電動アシスト付自転車購入補助金

(令和7年4月1日現在)

外国人材の雇用支援のため、市内事業者が外国人材の居住施設を広範囲に確保できるよう、通勤や買い物のために使用する電動アシスト付自転車の購入費を補助します。

対象となる事業者

- ・外国人材の通勤用及び買い物用の電動アシスト付自転車を **市内の店舗** で購入する市内事業者
- ・市税の滞納がないこと

対象となる外国人材

- ・市内の事業所に勤務する外国人材(技能実習、特定技能、特定活動、技術・人文知識・国際業務等の在留資格を有する者)
- ・市内に住所を有する者
- ・居住地から事業所までの通勤距離、又は、日常的に生活に必要な食料品等を購入する店舗までの距離が、3km以上の者 **(ただし、事業者の所有する寮等(賃貸物件は除く)に居住する場合は距離3km未満であっても対象となります)** ← 拡充①
- ・自転車損害賠償責任保険等に加入している者(赤色TSマーク付自転車の場合は不要)

補助対象となる経費

- ・市が承認した日以降に **市内の店舗** で購入する新品の電動アシスト付自転車の購入経費 **(所定の安全承認マークが付された自転車用ヘルメット購入経費を含む)** ← 拡充②
- ・防犯登録を行っているもの
- ・道路交通法上の型式認定を受けているもの

補助金額

- ・1台当たり60,000円(税抜き購入費の2分の1以内)
- ~~・路線バス廃止に伴う代替措置の場合は、120,000円以内とする。(通勤用に限る)~~ ← 廃止



【お問い合わせ先】

美作市商工政策課 ☎:0868-72-6695

申請手続

①承認申請

・自転車を**購入する前**に、次の書類を商工政策課に提出し、承認を受けてください。

(提出書類)

- ・美作市外国人材電動アシスト付自転車購入補助金承認申請書
- ・電動自転車運転者名簿
- ・通勤距離又は、店舗までの距離がわかる書類(ルートを示した地図等)
- ・その他市長が必要と認めた書類(在留カード両面の写し、事業所別被保険者台帳の写し、表面の【拡充①】に該当する場合は寮等の所有者の確認ができる固定資産税納税通知書等の写し)

②交付申請

・①の承認を受けた後に、自転車を購入してください。

・自転車購入後、次の書類を商工政策課に提出してください。(郵送又は持参)

【令和7年度購入分申請期限:令和8年3月31日】

・書類審査後、指定口座に補助金を振り込みます。

(提出書類)

- ・美作市外国人材電動アシスト付自転車購入補助金交付申請書
- ・電動自転車、ヘルメット購入代金の支払いを証明する書類(領収書等)
- ・電動自転車の製造メーカー保証書の写し
- ・ヘルメットの安全承認を確認することができる書類の写し
- ・自転車保険加入を確認することができる書類の写し
- ・防犯登録証の写し
- ・市税を滞納していないことを証する書類
- ・通帳の写し(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)

その他注意事項

・補助金の交付を受けた事業者は、電動自転車を利用する外国人材に対して、自転車の交通ルールについて十分に説明をし、徹底させなければなりません。

・購入後5年以内の電動自転車で、利用していない電動自転車がある場合は、当該電動自転車を利用しなければなりません。(新たな電動自転車の補助申請はできません。)

・補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して5年を経過する前に、この補助金の対象となった電動自転車を処分しようとするときは、補助金額の全額又は一部を返還しなければなりません。

・この補助制度は、令和9年度までの期間限定の制度です。

【郵送先】 〒707-8501

岡山県美作市栄町38-2 美作市商工政策課

(庁舎移転に伴い令和7年5月7日以降:岡山県美作市美来1番地)

みらい